

令和7年度 税制改正（国税）等について

主税局総務課 税制企画室長 島谷 和孝

令和7年度税制改正においては、例年の各省庁からの税制改正要望を踏まえた政府部内の議論、自由民主党・公明党の与党税制調査会における議論に加えて、自由民主党・公明党・国民民主党の3党による協議が行われた。昨年末に税制改正大綱が決定され、政府が法案を提出した後も、3党の協議は継続され、国会での議論も踏まえ、衆議院における法案修正を経て成立するという、近年にない経過をたどった。

具体的には、3党の協議は、令和6年11月20日以来、特にいわゆる「103万円の壁」「ガソリンの暫定税率」について議論が行われた*1。12月11日には3党の幹事長間で、

『一、いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。

一、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。

上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める』

ことが合意された。

3党の協議は、年内は12月17日まで6回実施されたが、合意には至らず、自由民主党・公明党は与党として、12月20日に「令和7年度税制改正大綱」を決定した。政府は、同年12月27日に「令和7年度税制改正の大綱」を閣議決定し、令和7年2月4日に所得税法等の一部を改正する法律案（以下、政府原案）を国会に提出した。

令和7年度税制改正大綱において、いわゆる「103万円の壁」等について、『自由民主党・公明党としては、引き続き、真摯に協議を行っていく。』とされたこともあり、3党の協議が2月18日に再開された。4回にわたる協議で合意は得られなかったものの、協議において与党から提示した更なる対応案を踏まえ、2月28日に自由民主党・公明党において「基礎控除の特例の創設について」が決定され、同日、政府原案に対する修正案が与党から衆議院へ提出された（以下、与党修正案）*2。その後、3月4日に政府原案及び与党修正案が衆議院を通過し（以下、衆議院修正）*3、3月31日に衆議院修正が反映された上で可決・成立した。

本稿においては、令和7年3月31日に成立した令和7年度税制改正法に関する内容を中心に説明する。なお、文中意見等にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

1. 令和7年度税制改正の基本的考え方等

令和7年度税制改正においては、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応するための項目を盛り込んでいる。具体的には、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除等の見直し及び大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行うほか、成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し

*1) 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）においては、『いわゆる「103万円の壁」については、令和7年度税制改正の中で議論し引き上げる。また、「ガソリン減税（いわゆる暫定税率の廃止を含む）」については、自動車関係諸税全体の見直しに向けて検討し、結論を得る。これらに伴う諸課題に関しては、今後、検討を進め、その解決策について結論を得る』とされた。

*2) 与党修正案に盛り込まれた基礎控除の特例の創設による令和7年度の減収額は6,210億円であり、これらが反映された令和7年度予算の修正案も、与党修正案と同様2月28日に与党から衆議院に提出された。

*3) 3月3日、自由民主党・公明党・日本維新の会の3党の幹事長間で、『I. 自由民主党、公明党は、いわゆる「103万円の壁」への対応をはじめ、政党間協議について、令和7年度税制改正大綱（令和6年12月20日自由民主党、公明党）に記載されている「引き続き、真摯に協議を行っていく」との姿勢を変えることなく、今後とも誠実に対応する。II. 上記Iを前提に、自由民主党、公明党の令和7年度予算及び令和7年度税制改正法の修正案について、年度内の早期に成立させる』ことが合意された。これを受けて、自由民主党・公明党・日本維新の会の3党が政府原案及び与党修正案に賛成した。

地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充するとともに、国際環境の変化等に対応し、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置や外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行う。

さらに、政党間協議や国会質疑を踏まえ、衆議院修正として、低所得者層の税負担に対して配慮する観点や、物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から、基礎控除の特例を創設した。

具体的な改正内容等は、2－1. ～11. のとおりである。

2 - 1. 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる。（資料1）

給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、控除額も増加する。しかしながら、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えなくても控除額は増加しない構造であるため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を現行の55万円から65万円に10万円引き上げる。（資料2）

また、現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘がある。このため、19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が85万

円（給与収入150万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に通減する仕組みを導入する。（資料3）

以上については、源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

なお、「令和7年度税制改正大綱」において、上記の所得税の見直し等については、『デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除や給与所得控除の最低保障額が定額であることに対して物価調整を行うものであることを踏まえて、特段の財源確保措置を要しないものと整理する。仮に今後、これを超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、歳入・歳出両面の取組みにより、必要な安定財源を追加的に確保するための措置を講ずるものとする』とされている。

2 - 2. 基礎控除の特例の創設

低所得者層の税負担に対して配慮する観点や、物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から、所得税の基礎控除の特例を創設する。

具体的には、

- ・ 低所得者層の税負担に対して配慮する観点から、生活環境の厳しい最低賃金程度の給与収入200万円相当以下の者に対し、基礎控除の特例として、37万円の恒久的な上乗せを行う。これにより、課税最低限が160万円となり、東京都23区の生活保護基準を超える水準となる。
- ・ 物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況の下、物価上昇局面において幅広い収入階層の世帯で家計負担が増加していることに鑑み、給与収入200万円相当超850万円相当以下の者に対し、令和7年及び令和8年の措置として、基礎控除の特例として、上乗せ措置を設ける。またその際、高所得者優遇とならぬよう、政府原案と修正案を併せて、それぞれの収入階層での減税額が平準化されるようにしている。これらの措置の対象者は納税者全体の8割をカバーし、幅広い世帯に減税額の上乗せがあるものとなっている。（資料4）

資料1

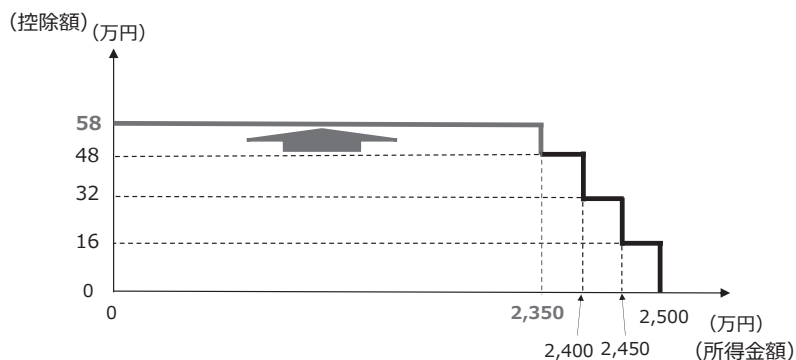
所得税の基礎控除の引上げ

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

引上げのイメージ



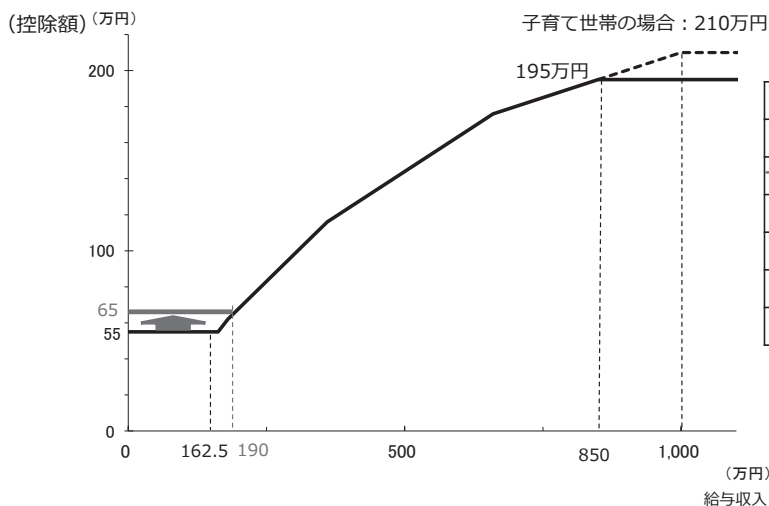
資料2

給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が増えれば、控除額も増加する。しかしながら、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を現行の55万円から65万円に10万円引き上げる。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

引上げのイメージ



給与所得控除額

最低保障額：55万円 ⇒ 65万円	
給与収入	控除額
180万円以下	給与収入×40%－10万円
360万円以下	給与収入×30%＋8万円
660万円以下	給与収入×20%＋44万円
850万円以下	給与収入×10%＋110万円
850万円超	195万円

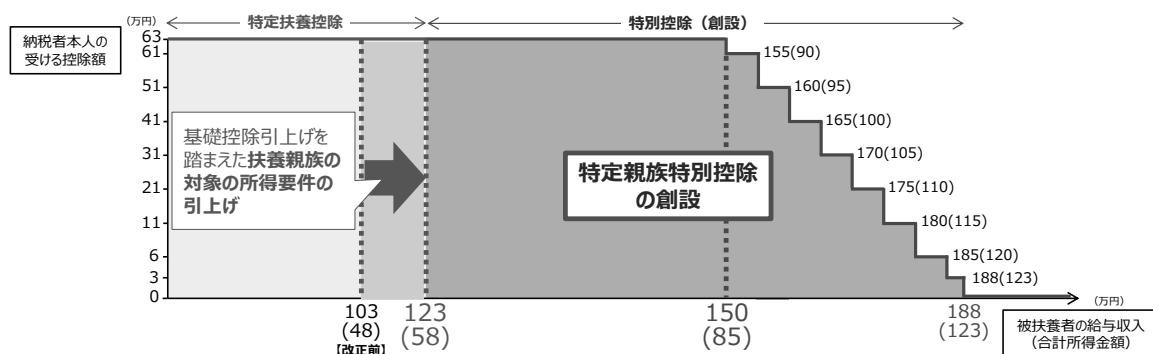
資料3

特定扶養控除の見直し・特定親族特別控除の創設等

現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘がある。このため、**19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組み（特定親族特別控除）を導入する。**

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、基礎控除と同額の48万円（給与収入103万円に相当）を、基礎控除の引上げを踏まえ、58万円（給与収入123万円に相当）とする。
源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

新たな控除のイメージ



（注）上記の給与収入及び合計所得の金額は、令和7年度改正による給与所得控除の最低保障額の引上げ（+10万円）適用後の金額である（【改正前】の部分を除く。）。

なお、基礎控除の特例措置の財源については、

- 令和7年度は、税外収入等の財源で賄うこととし、新規国債発行額の追加は行わない。
- 令和8年度予算編成及び税制改正において、所得税の抜本的な改革に係る検討と併せて、歳入・歳出両面の取組を通じた本特例の実施に要する財源の確保について検討することとしており、衆議院修正により、そうした方針が令和7年度税制改正法の附則*4に盛り込まれている。

2-3. 今後の対応

個人所得課税については、「令和7年度税制改正大綱」において、『わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、人的控除をはじめとする

各種控除のあり方について検討を行う』とされている。

また、「基礎控除の特例の創設について」（2月28日自由民主党・公明党）を踏まえ、衆議院修正により追加された附則においては、

- 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする（7年度税制改正法附則第81条1項）
- 前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。（同条2項）

*4) 令和7年度税制改正法附則第82条 政府は、令和七年度末までに、歳入及び歳出における措置を通じた所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保について、前条の検討と併せて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

基礎控除等の引上げと基礎控除の上乗せ特例の創設

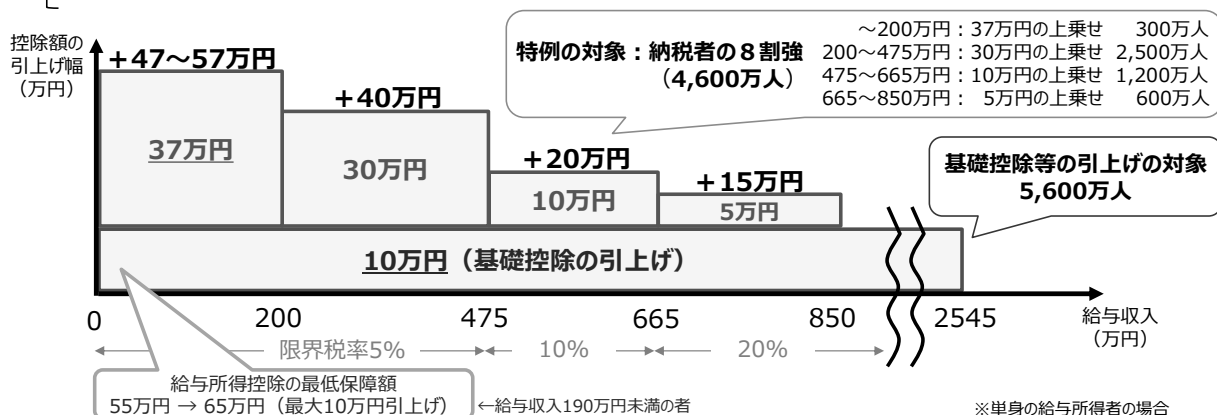
基礎控除等の引上げ デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応。これにより課税最低限は103万円から123万円に

- ・ **基礎控除**：48万円から10万円引き上げ、**58万円**に ※物価上昇を勘案し**20%**の引上げ
- ・ **給与所得控除の最低保障額**：55万円から10万円引き上げ、**65万円**に

基礎控除の上乗せ特例

1. **低所得者層の税負担への配慮（恒久的措置）**
生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案し、**課税最低限を160万円に引き上げ**
2. **中所得者層を含めた税負担軽減（令和7年・8年）**
物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、**高所得者優遇とならないよう工夫して上乗せ**

⇒ **単身世帯の場合、対象となる全ての収入階層で2万円以上（2～4万円）の税負担減**
令和7年12月の年末調整から適用



とされており、今般の特例も含め、所得税の抜本的な改革の中で、検討していくこととなる。

上げを行う。(資料5)

3. 老後に向けた資産形成の支援

働き方やライフコースが多様化する中で、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

こうした考えの下、勤務先の企業が企業年金を設けているかどうか、企業年金の形態がどうであるかといった違いにかかわらず、継続的に、かつ、平等に資産形成をできる環境の整備を進めるため、iDeCoの拠出限度額について、「穴埋め型」による引上げを行う。

さらに、豊かな老後生活に向けて、公的年金を補完し、老後に向けた資産形成を支援するという私的年金の役割を踏まえ、賃金上昇の状況を勘案し、確定拠出年金の拠出限度額について7,000円の引上げを行う。また、公的年金による保障が相対的に限定的な個人事業主のiDeCo等の拠出限度額についても、同額の引

4. 子育て支援に関する政策税制

「令和6年度税制改正大綱」において高校生年代の扶養控除の見直しと併せて行うものとされた子育て支援税制については、今般、1年間の時限的な措置として以下の通り対応する。(資料6～8)

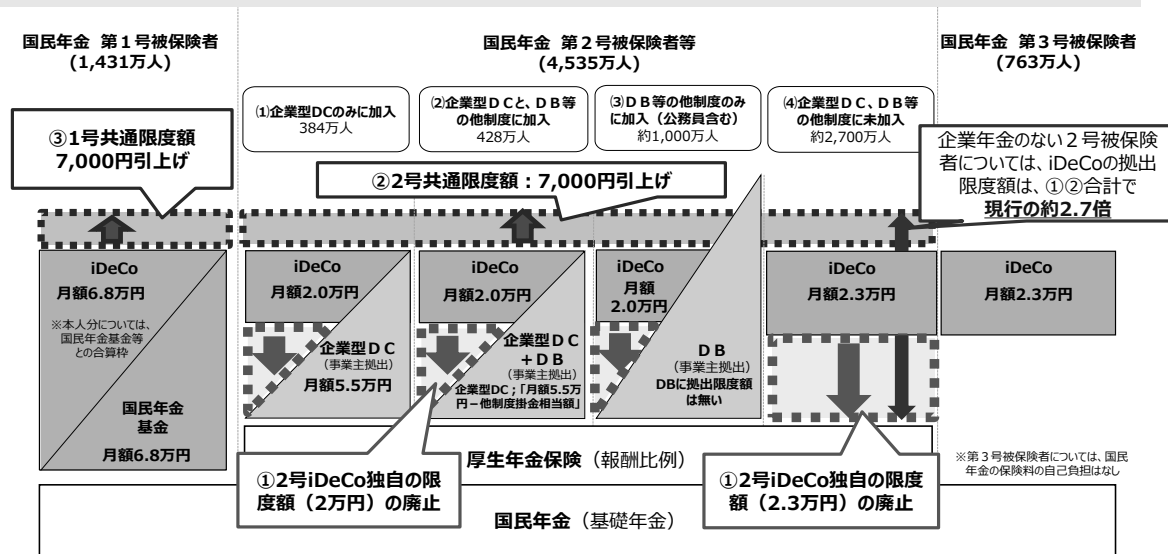
- ・ 住宅ローン控除について、令和7年限りの措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乗せする。また、床面積要件を緩和する。
- ・ 住宅リフォーム税制について、令和7年限りの措置として、子育て対応改修工事を適用対象に追加する。
- ・ 生命保険料控除における新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における控除額を最高6万円（現行：最高4万円）に引き上げる。

資料5

特集

DC・iDeCo等の拠出限度額の引上げ（令和7年度改正）（案）

- ① 勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異を解消する観点から、**2号被保険者（会社員等）**について、**iDeCo独自の限度額を廃止**し、企業年金の拠出額との合計に対する**共通限度額**に一本化。
- ② そのうえで、前回の拠出限度額設定時からの**賃金上昇率を勘案**し、**2号の共通拠出限度額**について、**5.5万円から6.2万円に引き上げる**。iDeCoによる支援が最も必要となる企業年金のない2号被保険者については、iDeCoの拠出限度額は、**年間で現行の約2.7倍の約75万円**となる。
- ③ **1号共通限度額**については、2号との公平性の観点から、**2号と同額の引上げ**を行う。



なお、高校生年代の扶養控除及びひとり親控除については、「令和7年度税制改正大綱」において、『令和8年分の所得税及び令和9年度分の個人住民税は現行制度を維持し、その見直しについては、児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や令和6年度税制改正大綱で示した考え方を踏まえつつ、令和8年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得る』とされている。

5. 地域経済を支える中小企業の取り組みを後押しする税制

（1）中小企業関連税制の見直し

中小企業は、雇用の7割を抱える、わが国にとって重要な経済主体であり、その健全な成長が地域経済の維持・発展のために不可欠であるが、小規模事業者やスタートアップ企業、さらには地域経済を牽引する企業や大きな成長力を有する企業など様々な態様がある。その中でも、売上高100億円を超えるような中小

企業は、輸出や海外展開等により域外需要を獲得するとともに、域内調達により新たな需要を創出する地域の中核となる存在であり、そうした企業を育成することで、地域経済に好循環を生み出していくことが鍵となる。

そのため、売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制を拡充し、対象設備に建物を加える。同税制は、EBPM等の観点を踏まえ、適用要件等の見直しを行った上で、中小企業投資促進税制とともに適用期限を2年延長する。（資料9）

中小企業の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置である。今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を2年延長するが、極めて所得が高い中小企業等については一定の見直しを行う。なお、同税制については、「令和7年度税制改正大綱」において、『特例税率が設けられた経緯等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討する』とされている。（資料10）

資料6

子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

〔令和7年限りの措置として対応〕

- 現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。
- 新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

〔改正前（令和7年入居）〕

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円



〔改正後（令和7年入居に限る）〕

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円
			4,000万円

（注）子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者

床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

- ※ 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。
- ※ 所得税額から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

資料7

子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

〔令和7年限りの措置として対応〕

- 既存住宅のリフォームに係る特例措置（工事費用の相当額の10%を税額控除）について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯等について、一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

対象工事	対象工事限度額	最大控除額（対象工事）
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円（350万円）	25万円（35万円）
三世帯同居	250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震＋省エネ＋耐久性	500万円（600万円）
	耐震or省エネ＋耐久性	250万円（350万円）
子育て〔拡充〕	250万円	25万円

- ※ カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合
- ※ 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除



〔子育て対応改修工事〕

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事（一定のものに限る。）

- ※ 子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者
- ※ その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、本特例は適用しない。

資料8

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

〔令和8年限りの措置として対応〕

- 所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠について、23歳未満の扶養親族を有する場合に、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せを行う。

〔現行〕

新生命保険料	一般	介護医療	個人年金	合計
適用限度額	4万円	4万円	4万円	12万円



〔拡充案〕

新生命保険料		一般	介護医療	個人年金	合計
適用限度額	子育て世帯	6万円	4万円	4万円	12万円
	それ以外	4万円	4万円	4万円	12万円

（注）子育て世帯：23歳未満の扶養親族を有する者

資料9

売上高100億円超を目指す中小企業への更なるインセンティブ措置

7改正

- 地域経済の好循環を生み出していくため、売上高100億円超を目指す中小企業については、税制面でも、成長につながる前向きな取組を後押ししていくことが重要である。
- 具体的には、中小企業経営強化税制を拡充し、そうした企業が行う一定規模以上の設備投資について、インセンティブ措置を講ずる。

中小企業経営強化税制の拡充

【改正の内容：対象資産に建物追加】

＜経営規模拡大要件として追加される主なもの＞

- ・売上高100億円超を目指すこと
- ・売上成長率年平均1.0%以上を目指すこと
- ・投資期間中の賃上げを明確に示すこと
- ・投資規模が1億円以上又は売上高5%以上
- ・計画の認定申請の直前の売上高が10億円超90億円未満

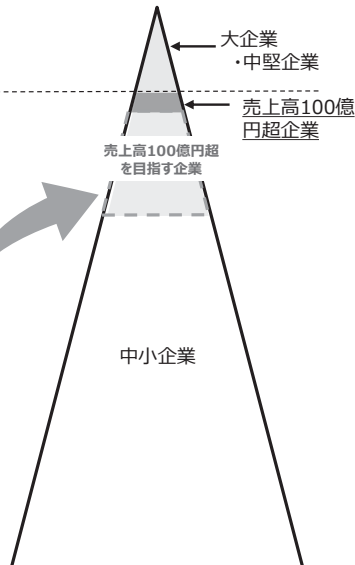
等

対象設備	賃上げ率	特別償却	税額控除
建物追加	2.5%以上	15%	1%
	5%以上	25%	2%

既存措置

一定以上の投資収益率の計画に係る設備投資

即時償却又は税額控除※



（※）税額控除率は、10%（資本金3,000万円超の法人にあては、7%）

（注1）既存措置の対象設備は、機械装置、工具（A類型の場合には、測定工具又は検査工具に限る。）、ソフトウェア、器具備品、建物附属設備

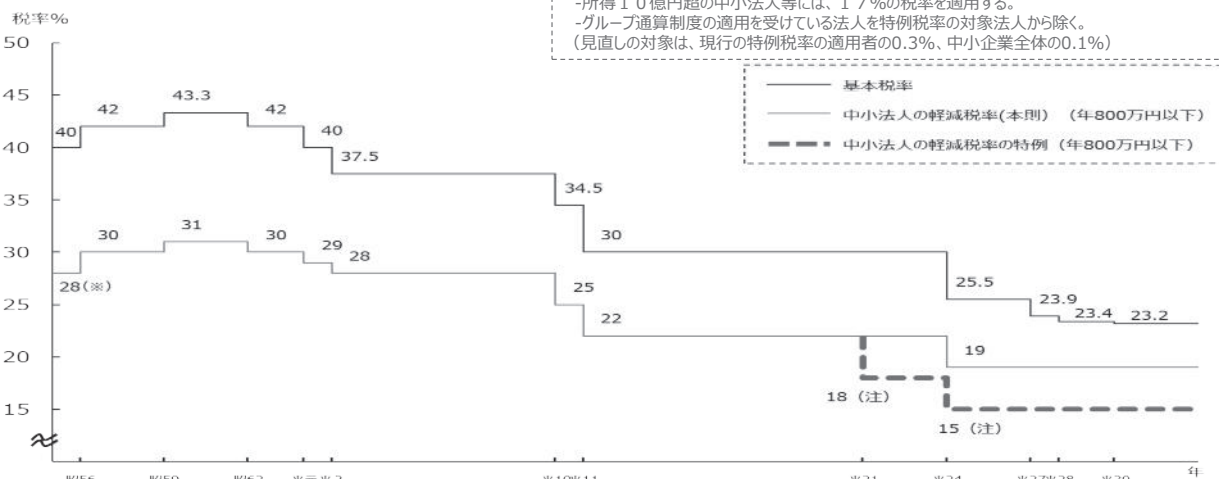
（注2）建物には、建物とあわせて取得するその附属設備を含む。

中小法人等の軽減税率の特例の延長等

7 改正

- 賃上げや物価高への対応に迫られている中小企業の状況を踏まえ、極めて所得が高い中小企業等についてのみ見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。
- リーマン・ショックの際の経済対策として時限的に設けられた措置であること等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討する。

○ 法人税率の推移



<改正の内容>

- ・適用期限を令和8年度末まで2年延長する。同時に次の見直しを行う。
 - ～所得10億円超の中小法人等には、17%の税率を適用する。
 - ～グループ通算制度の適用を受けている法人を特例税率の対象法人から除く。
- (見直しの対象は、現行の特例税率の適用者の0.3%、中小企業全体の0.1%)

こうした税制面での対応により、地域経済における前向きな投資を後押しする。

(2) 事業承継税制における役員就任要件等の見直し

法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。あわせて、個人版事業承継税制における事業従事要件についても、同様の見直しを行う。（資料11）

6. スタートアップへの投資促進や「資産運用立国」の実現に向けた環境整備

イノベーションを牽引するスタートアップの創出により経済成長を加速するため、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化していく必要がある。

令和5年度税制改正で大幅に拡充したエンジェル税制について、スタートアップへの再投資をより促進す

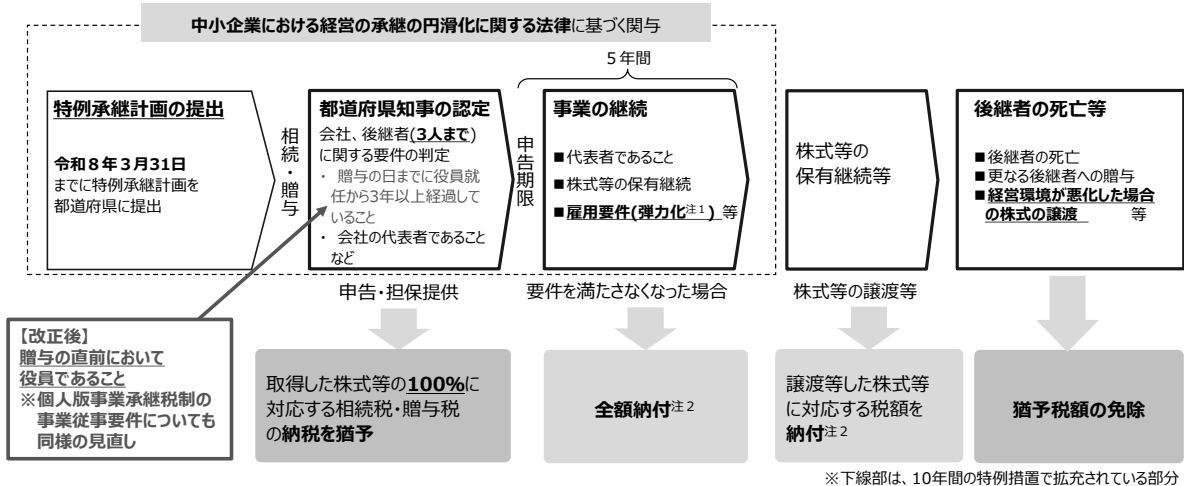
る観点から、譲渡益発生年の翌年にスタートアップ投資を行った場合に、譲渡益発生年に遡って投資額に相当する金額を譲渡益から控除する繰戻し還付制度を創設し、再投資期間を延長する。他方、所得税の暦年課税の例外となる極めて異例な措置であることも踏まえ、制度の健全な利用促進を図る必要があることから、再投資非課税措置については、株式を取得した年の翌年末までに当該株式を売却した場合には課税を行うこととする。（資料12）

NISAの口座数が2,000万口座を超え、貯蓄から投資への流れが加速している。前述のiDeCoの拠出限度額の引上げ等と併せて、この流れを一層着実なものとし、「資産運用立国」の取組みを後押しする。具体的には、例えば、NISAのつみたて投資枠について、上場投資信託（ETF）の最小取引単位の見直しを通じ、投資初心者に適した指数連動型のETFを購入しやすい環境を整備する。その他、金融機関変更時の即日買付を可能とするなど、NISAの更なる利便性向上のための取組みを進める。

資料11

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版 事業承継税制）

- 中小企業の経営者の死亡に伴う株式の分散の防止や相続時の税負担に対応することで、事業承継の円滑化を通じた雇用の確保、地域経済活力の維持や生前贈与による事業承継を促進する観点から、中小企業の先代経営者から後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合には、その非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税を猶予（後継者の死亡等の場合に免除）
- 平成30年1月～令和9年末までの10年間の特例措置として、従来の制度を抜本拡充



(注1) 経営状況の悪化等を理由に、5年間の平均が8割を満たせなかった場合には、認定支援機関の指導助言を受けることが必要となる。

(注2) 猶予税額の納付に併せて利子税を納付。利子税の割合（措置法の特例適用後）は、現在年0.4%。

(参考) 本措置を利用した場合、当初の5年間では毎年、5年経過後は3年に1回、継続届出書を税務署へ提出することとされている。

資料12

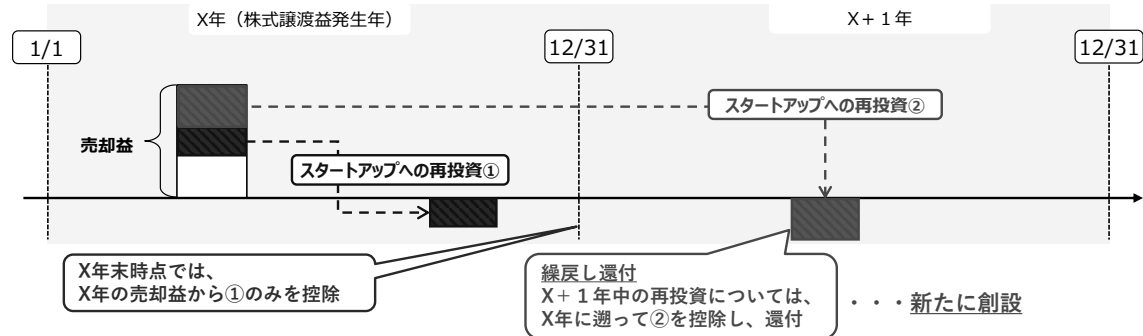
エンジェル税制の拡充：再投資期間の延長

【課題】

- 令和5年度改正で、株式譲渡益を元手にしたスタートアップへの再投資等に対する非課税措置を創設。
- しかし、再投資等に対する優遇措置の適用を受けるには、株式譲渡益発生年内（最大1年間）にスタートアップへの再投資等を行う必要があったが、最大1年間という再投資期間では新たな再投資先を見つけることは困難であるという課題があった。

【対応】

- 譲渡益発生年の翌年にスタートアップ投資等を行った場合に、譲渡益発生年に遡って投資額に相当する金額を譲渡益から控除する繰戻し還付制度を創設し、再投資期間を延長する。
- 繰戻し還付制度は、暦年課税の例外となる異例の措置であるが、事業リスクが高く、資金調達環境が極めて厳しい状況にある創業初期のスタートアップに限った支援として措置するもの。



7. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、「令和5年度税制改正の大綱」等の基本的方向性により検討した結果、以下の措置を講ずる。

- ・ 法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税を課す。防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。中小企業に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除する。この結果、中小企業では所得2,400万円程度まで防衛特別法人税が課されないこととなり、全法人の94%が対象外となる見込みである。
- ・ 加熱式たばこについて、紙巻たばこの間の税負担差を解消するため、課税方式の適正化を行う。具体的には、価格要素を廃止し、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、軽量化による税負担の不公平が生じないように、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする。こうした見直しは、消費者への影響に鑑み、2段階で、令和8年4月及び同年10月に実施する。その上で、国のたばこ税率を、3段階で、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円/1本ずつ引き上げる。

なお、所得税については「令和7年度税制改正大綱」において、『令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえ』、『引き続き検討する』とされている。

8. 新たな国際課税ルールへの対応

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) プロジェクトの立上げ時から国際課税改革に関する議論を一貫して主導してきたわが国にとって、令和3年10月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」で取りまとめられた、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際合意(「2本の柱」の解決策)の実施に向けた取組みを進めることは重要である。

このうち、グローバル・ミニマム課税(「第2の柱」)

については、わが国企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであり、令和7年度税制改正においても国際合意に則り、軽課税所得ルール(UTPR : Undertaxed Profits Rule)及び国内ミニマム課税(QDMTT : Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)の法制化をし、この結果、グローバル・ミニマム課税の導入が完了した。適用開始時期は、対象企業の準備期間を確保する観点等から、いずれも令和8年4月以後に開始する対象会計年度とする。(資料13)

9. 外国人旅行者向け免税制度の見直し

消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和6年度税制改正の大綱で示された方針を踏まえ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。(資料14)

その上で、本免税制度を引き続きインバウンド消費の拡大に向けた重要な政策ツールとして活用するため、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする等の措置を講ずる。(資料15)

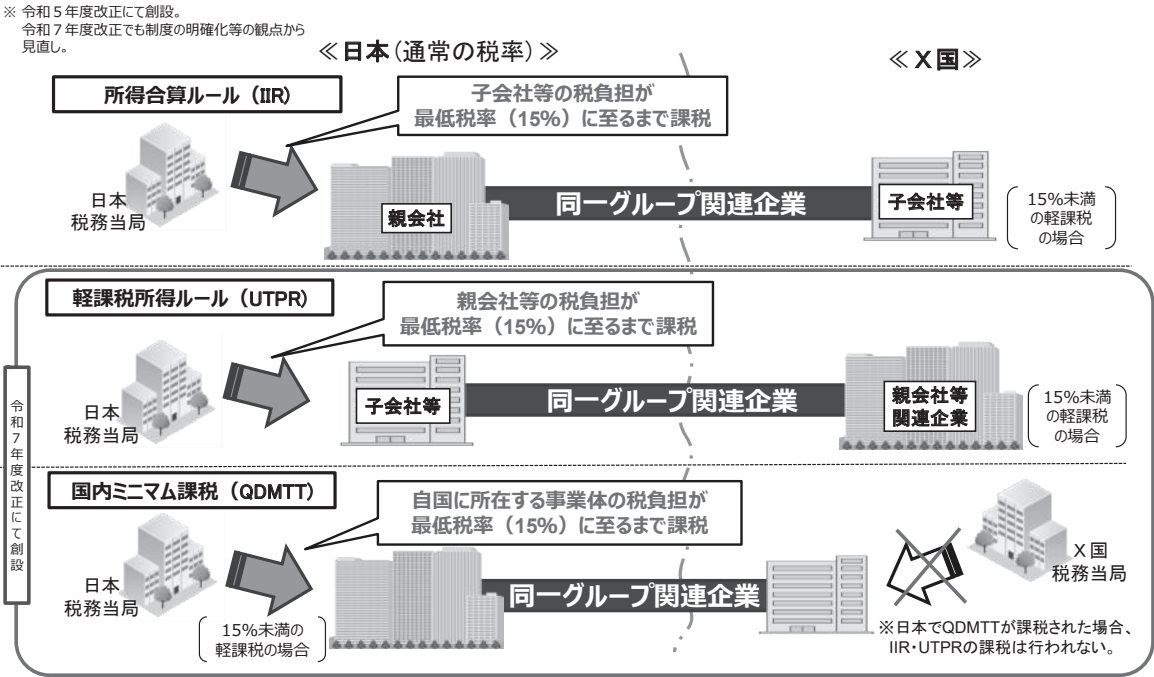
10. 電子帳簿等保存制度の見直し

経済社会のデジタル化に伴い、事業経営や取引・財務に関する情報処理、経済の分野でもデジタル化が進展しており、納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行うことができるよう、税務手続のデジタル化を推進する必要がある。このため、取引に係るやり取りから会計・税務までのデジタル化に対応する観点から、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、一定の要件を満たして送受信・保存が行われている電子取引データについては、電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為に重加算税の割合を10%加重する措置の対象から除外する措置を講じ、令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

資料 13

第2の柱（グローバル・ミニムム課税）

- 年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,208億円）以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。



資料 14

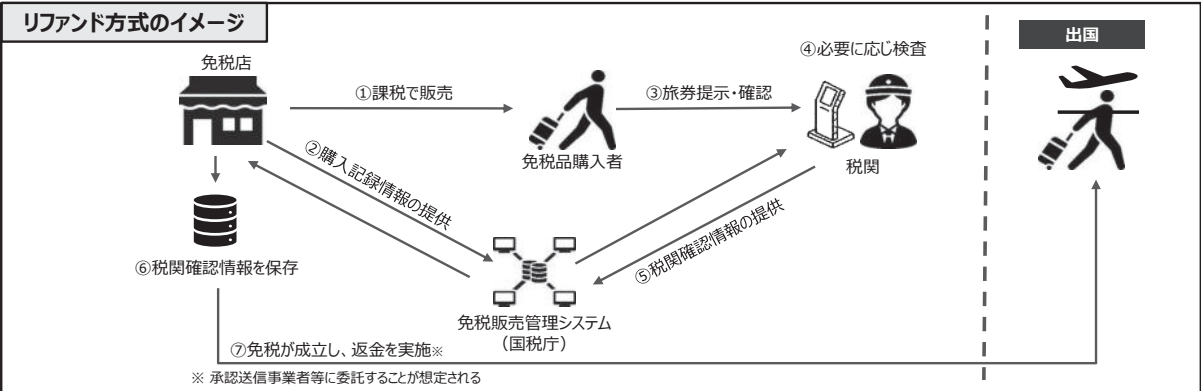
外国人旅行者向け免税制度の見直し

- 免税購入品の国内での横流し等の不正に対応するため、課税で販売し、事後的に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直す方針を令和6年度税制改正大綱で決定し、今般の令和7年度税制改正大綱において詳細を確定。
- 新制度は、令和8年11月1日から適用を開始。

◆ 令和7年度税制改正大綱（抜粋）

消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和6年度税制改正大綱で示された方針を踏まえ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。

その上で、本免税制度を引き続きインバウンド消費の拡大に向けた重要な政策ツールとして活用するため、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする等の措置を講ずる。また、新方式の施行に当たっては、空港等の混雑防止確保の観点から必要な環境整備等を行うほか、関係省庁において、業界団体等とも連携しつつ周知・広報を行う。



リファンド方式への見直しに伴う免税販売要件の見直し等

- 現行制度においては、国内での横流しを防止する観点から、免税販売に係る各種要件を定めている。
- リファンド方式においては、税関で持ち出し確認が行われるため、免税店の事務負担軽減、外国人旅行者の利便性向上といった観点から、これらの要件の見直しを行う。

■ 免税販売要件の見直し

(注) 令和 8 年 11 月 1 日から適用する。ただし、別送の取扱い、令和 7 年 4 月 1 日に廃止する。

種別	免税対象限度額	特殊包装 ※ 開封判別のできる方法による包装
 一般物品	5 千円～	不要
 消耗品	5 千円～ 50 万円	必要

一般物品と消耗品の区分を撤廃

消耗品の上限額（50 万円）を撤廃

特殊包装を撤廃

※ 区分撤廃に伴い、下限額も区分せず判定することとなる。

■ 通常生活の用に供するか否かの判断

- ・ 免税店で販売する際に、現在要件とされている「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする。

■ 免税成立時期の明確化

- ・ 旅行者は、購入から 90 日以内に税関の持ち出し確認を受けなければならないこととする。

■ 制度の適正な運用のための措置

- ・ 購入した免税品を郵便局等から国外へ別送した場合、税関は、その送り状等により持ち出し確認を行っている。この取扱いが不正に多用されていることを踏まえ、免税品の別送を認める取扱いを廃止することとする。免税店から直接海外に配送する直送制度の仕組みは、引き続き存置する。

※ 上記に加え、在外邦人の確認要件や免税店の許可要件の緩和等のための、所要の措置を講ずることとする。

また、青色申告特別控除の控除額 65 万円の適用要件について、優良な電子帳簿の保存又は電子申告をしていることのほか、上記システムを使用した上で、上記電子取引データを保存している者も含めることとし、令和 9 年分以後の所得税について適用する。(資料 16)

長間の合意を踏まえ、具体的な実施方法等について、引き続き真摯に協議を行っていく

- ・ 車体課税については、国・地方の税収中立のもとで、取得時の負担軽減や、保有時の税負担のあり方等について検討し、令和 8 年度税制改正において結論を得るとされている。

11. 自動車関係諸税について

自動車関係諸税については、「令和 7 年度税制改正大綱」において、

- ・ 日本の自動車戦略
- ・ インフラ整備の長期展望
- ・ カーボンニュートラル目標実現

等の観点を踏まえ、国・地方を通じた安定的な財源確保を前提に、中長期的な視点から、公平・中立・簡素な課税のあり方を検討するとの基本的考え方が示されている。

また、同大綱では、

- ・ いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、昨年 12 月の自民・公明・国民民主の 3 党幹事

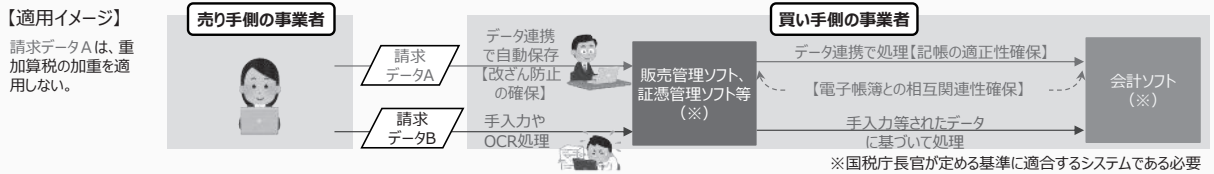
デジタルデータによるシームレスな処理に資するための電子取引データの保存制度の見直し（令和7年度改正）

- 【電子取引データの保存制度の概要】
- 申告所得税、法人税及び消費税における電子取引を行った場合には、一定の要件に従って、その電子取引データを送受信・保存しなければならない。
 - 複製・改ざん行為が容易である等の特性に鑑みて、その電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税を10%加重（注1）。

- 【改正の概要（令和9年1月1日以後適用）】
- 請求書等が、データ連携に適したデジタルデータで送受信される場合に、その保存及び処理を自動化するシステムが流通している。
 - こうしたシステムを使用して送受信されたデジタルデータ（電子取引データ）は、事業者の事務負担の軽減等だけでなく、税務の観点からもその保存及び処理の適正性が確保されたものと認められるため、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、以下の要件を満たして送受信・保存（新設する送受信・保存）を行う場合のその電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外する。

新設する送受信・保存の要件（注2、3）	
I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データ（注4）と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】

- （注1）上記の加重措置について、適用対象を明確化する運用上の対応を行う。
（注2）新設する送受信・保存については、保存義務者において、上記の保存要件を満たしていることを確認できるようにしておく必要があり、あらかじめ届出が必要。
（注3）電子取引データの送受信・保存にあたっては、上記のほか、「見読可能装置の備付け」、「システムの概要書の備付け」及び「検索機能の確保」といった要件を満たす必要がある。
（注4）請求書・納品書等の重要書類に相当するデータに限定される。



【青色申告特別控除の概要】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 (1)優良な電子帳簿の保存又は(2)電子申告をしている者
控除額	55万円	65万円

- 【改正の概要（令和9年1月1日以後適用）】
- 上記の改正後は、左記の青色申告特別控除65万円については、(1)又は(2)のほか、上記の要件を満たすシステムを使用した上で、実際にその要件を満たし得る電子取引データを要件に沿って保存している者（一定の電子帳簿を保存している者に限る）に適用できることとする。